「（新）ピアノサークル・みなと運営に関するガイドライン」の解説【赤字は前回からの変更箇所】

（９ページの「LINEでの練習会エントリーのルール」は微修正予定です）

| ガイドライン（改定案） | ガイドラインの解説 |
| --- | --- |
| 目次  1章　総則  　1条　目的  　2条　会員の責務等  2章　入会等  　3条　入会手続き  　4条　会費  3章　催事  　5条　催事の企画  　6条　催事への参加表明  　7条　催事の運営  4章　退会等  　8条　退会  　9条　雑則 | ピアノサークル・みなとの運営に当たって、必要なルール・手続きを定めたものです。  ・1章　総則：本ガイドラインを定めている目的や、会員となるために必要な資格や責務について定めています。  ・2章　入会等：入会の手続きや会費関係について定めています  ・3章　催事：練習会などについて、幹事による企画の手順、参加者の参加方法、開催日当日の注意事項などを定めています。  ・4章　退会等：退会手続きや強制退会などについて定めています。 |
| 1章　総則  1条　目的  （ガイドラインの設定目的）  1.ピアノサークル・みなと運営に関するガイドライン（以下「本則」とする）は、ピアノサークル・みなと（以下「当会」とする）に所属する方（以下「会員」とする）の多様な要望に応じた催事を行い、当会の活動の充実を図ることを目的として設定・運用する。  　本則に基づいて運営業務を標準化し、合理的な運営を行うことで、より多くの会員が催事の主催・参加ができるようにすることも目的としている。 | このガイドラインを定めている目的を、最初に説明しています。  具体的には、次の２点です。  ・多様な要望に応じた催事を行い、当会の活動の充実を図ること  ・そのために必要な「より多くの会員が催事の主催・参加ができるようにすること」  これらを達成するためには、運営が合理的に行われることが重要なため、必要なルールや手順を設けています。 |
| （適用範囲）  2.本則は、当会での活動に関わる範囲でのみ適用され、当会の活動外においては、本則で特に定める場合を除き、一切の制約を課さない。 | サークル運営のガイドラインのため、原則として、サークル活動外には適用されないことを明記しています。  ただし、2条2項の活動外でのトラブル防止や、8条2項の強制退会後の参加費支払い義務は、活動外でも適用されるため、「本則で特に定める場合を除き」としています。 |
| 2条　会員の責務等  （会員資格）  1.会員となることができる方は、次の各号すべての条件を満たす方とする。  一：18歳以上である方  二：ピアノが演奏できる方又はピアノとのアンサンブルを希望する方（レベル・経歴等は問わない）  三：音楽を楽しむことを目的とする方  四：社会人としてふさわしい一般常識を有する方 | 会員全員が気持ちよく参加するために必要な入会の条件を定めています。 |
| （会員の責務）  2.会員は、円滑かつ充実したサークル運営を図るため、会員同士の交流において、互いを尊重するとともに、社会人としてマナーのある対応をしなければならない。  　また、会員は、トラブルの防止・回避等の自助努力を行わなければならない。当会活動外における会員同士の交流においても同様とする。 | 前項と同様に、会員全員が気持ちよく参加するために心得ておくことを定めています。  基礎的なルールではありますが、参加目的や演奏経験など、様々な背景・考え方を持った方々が参加する場であるため、良い交流の場となるように、互いに尊重することやトラブルを防止すべき旨を記載しています。 |
| （禁止事項）  3.会員は、当会の風紀を乱す行為や他の会員が迷惑と感じる行為（宗教・ビジネス等の悪質な勧誘、ハラスメント等）を行ってはならない。  　また、他の会員のプライバシーへの干渉や、それを目的とした介入を当会に求めてはならない。 | トラブル防止の観点から、迷惑行為などの禁止する内容を定めています。  禁止事項を守れない会員に対しては、8条2項による強制退会をさせることもできます。  なお、必ずしも一切の勧誘等を禁ずるものではなく、例えば、自分の師事している先生の紹介や演奏会の案内など、音楽に関することであり、相手との信頼関係が十分に築けている場合に行われるものなどを妨げるものではありません。 |
| （SNSの利用）  4.会員は、5条11項に定める催事の周知、6条1項に定める参加表明その他の当会に関する連絡を行う場合には、当会が指定するSNS（以下「指定SNS」とする）を用いることとする。 | 会員間での連絡が確実に行われるよう、また、サークル名を用いて非公式の会場予約・催事開催がされないよう、サークルの運営・連絡には必ずSNSを利用することを定めています。  なお、練習会の開催直前等で、緊急で他の会員に連絡を取る場合は、個別に連絡を取るか、相手に通知が届く形での連絡が望ましいです。  会員数や練習会の機会が多いため、会員個人の判断で通知のオン・オフを切り替えてください。 |
| （SNS利用時の禁止事項）  5.会員は、前項の指定SNSの利用目的を踏まえ、会の運営と直接の関係がない内容の投稿を行ってはならない。また、他の会員に対して叱責等の社会的評価を下げる投稿をしてはならない。ただし、サークルの円滑な運営を図る上でやむを得ない場合の投稿や、他の会員の不利益を最小限にする配慮がなされた投稿を妨げるものではない。 | SNSは会の運営のために利用するものであり、運営とは関係のない個人的な内容等の投稿を控えてもらうことを定めています。  また、お互いに顔の見えないSNS上では、特にトラブルが発生しやすいため、別途、禁止事項を定めています。 |
| 2章　入会等  3条　入会手続き  （入会手続き）  1.新たに会員となることを希望する方（以下「入会希望者」とする）が入会する手続きは、次の各号の順とする。  一：当会ホームページからの問い合わせや当会会員からの紹介等により、7条1項で幹事が運営する催事に参加する  二：幹事から7条9項の説明を受け、本則の内容に同意の上、会費を支払う  三：幹事から7条10項の招待により、指定SNSでの当会のグループ（以下「SNSグループ」とする）に参加する | 入会希望者が入会する場合の、以下の流れを定めています。  ①練習会に参加する  ②幹事からの入会説明を受ける  ③会費を支払う  ④幹事からSNSグループに招待され、参加する  幹事側から見た入会手続きの流れは、7条9・10項に記載されています。 |
| （入会金）  2.入会金は無料とする。 | － |
| 4条　会費  （会費）  1.会員は、会費を上半期（4〜9月）及び下半期（10〜翌年3月）ごとに支払うものとする。なお、各半期の会費の金額（新規入会者に対する割引後の金額を含む）及び会費変更の通知時期は別途定める。 | 会費を半年単位とし、半年ごとに支払うことを定めています。  会費は、5条8項の会場利用料の不足額への補填や、7条6項の幹事手当、その他の雑費など、サークル運営に必要な経費に充てられます。  なお、具体的な会費の金額等は、活動・運営状況等を勘案して決定できるよう、ガイドラインとは別に定めることとしています。  また、新規入会者に対しては、会費減額のルールを理解するために要する時間を勘案し、一定額を免除することとしています。 |
| （運営協力による会費の減額）  2.催事の開催等の運営協力を行った会員に対しては、翌半期の会費を減額できることとする。具体的な運営協力の内容及び減額の金額は別途定める。 | 運営協力を行った場合は、その内容を勘案して、翌半期の会費の一部を減額することとしています。  なお、「催事の開催等、運営協力を行った」とあるように、実際に練習会等を実施した日が起点となり、その翌半期が減額の対象となります。  また、具体的な運営協力の条件・減額の金額は、活動・運営状況等を勘案して決定できるよう、ガイドラインとは別に定めることとしています。 |
| 3章　催事  5条　催事の企画  （催事の企画）  1.会員は、本則に反しない限り、2条4項に基づいて指定SNSを利用することにより、次条に規定する催事を自由に企画・実施できる。また、そのための情報収集・交換に指定SNSを利用することができる。  　さらに、当該会員（以下「幹事」という）は、催事に付随する企画についても、公序良俗に反しないものであれば企画できる。  　なお、幹事は、事項に定める演奏会及び5条7項による補填を求める催事の企画に当たっては、事前に当会からの許可を得ることとする。 | 練習会等やそれに伴う懇親会等について、会員が誰でも自由に企画できることを定めています。  ただし、対外的に告知を行う演奏会や、会費からの補填を求める催事については、会の運営に影響を及ぼし得るため、企画に当たっては事前の許可が必要としています。  なお、2条4項で定めている通り、会員間での確実な連絡や、非公式の催事が企画されないよう、必ずSNSを利用することとしています。 |
| （催事の種類）  2.開催できる催事の種類は次の各号とする。  一：自由練習会（集客を行わず、自由にピアノを演奏し、参加者同士の交流を深め、音楽の情報交換をするための練習会。略称は「自由」とする。）  二：特別練習会（集客を行わず、幹事が独自に規則を定める練習会。略称は「特別」とする。）  三：演奏会（不特定多数に対して集客を行い、ピアノを演奏する催事。略称は「演奏」とする。）  四：サロンコンサート（紹介のみにより集客を行い、音楽を演奏する催事。略称は「サロン」とする。） | 通常の練習会は「自由練習会」、何らかの制限を設ける場合は「特別練習会」、集客を行う場合は、不特定多数は「演奏会」、紹介によるものは「サロンコンサート」とすることを定めています。  特別練習会の例としては、参加者を限定する「Ｕ35の会」や、演奏曲を限定する「ショパンの会」などがあります。 |
| （催事の会場）  3.催事の会場は、ピアノが設置された室内とする。  　なお、演奏への影響がないスペース（演奏者から十分な距離がある場所等）は、会場の範囲には含めない。 | 練習会等の会場は、ピアノが設置された室内であることが条件である旨を定めています。  なお、そのほかの留意点としては、施設のキャンセルポリシーや、物損の場合の請求額、幹事が不在となった場合の利用可否も確認しておくことが望ましいです。 |
| （練習会の日時）  4.　練習会の開催日時は、以下の各号の場合を除き、他の練習会（6条1項による参加表明者が定員を満たしているものを除く。）の開催時間とその前後1時間を避けて設定するものとする。  一：他の練習会と種類（自由／特別）が異なる場合  二：他の練習会の会場との距離が所要1時間以上の場合  三：他の練習会の幹事から承諾があった場合  　なお、複数の練習会が開催される可能性が高い日時を開催日とする場合等は、事前にSNSグループで呼びかける等により、互いに不利益が生じないように努めなければならない。 | 複数の練習会等が同時期に開催されると、参加者が分散し、十分な参加者を確保できない可能性があるため、原則として、前後1時間の間隔を取るルールとしています。  ただし、種類が異なる練習会（自由練習会、特別練習会）や、開催地に十分な隔たりのある練習会は、他への影響が小さいため、時間帯が重なっても開催可能としています。（「所要1時間以上」か否かは、駅から会場への徒歩の時間も含めた時間を、幹事が適宜判断して下さい。）  さらに、他の幹事から承諾を得られた場合も、開催可能としています。（同会場の連続使用についても、予約者が同一であったり、幹事どうしの連絡が十分になされていることが多いため、「他の幹事から承諾があった場合」に含める想定で規定しています。）  なお、複数の練習会が開催される可能性が高い日時（週末・祝日等）の場合などは、あらかじめSNSグループで呼びかけを行うなどにより、他の催事に影響を及ぼさないようにする旨を定めています。 |
| （演奏会等の日時）  5.　演奏会及びサロンコンサート（以下「演奏会等」という）の開催日は、他の演奏会等の幹事から承諾があった場合を除き、30日に他の演奏会等の空席率（定員に対する空き数の割合）を乗じた日数分だけ、他の演奏会等との前後の間隔を開けて設定するものとする。  　 ただし、他の演奏会等と同じ曜日に開催する場合は、「30日」は「60日」と読み替えて適用する。 | 複数の演奏会・サロンコンサートが同時期に開催されると、参加者が分散する可能性があるため、一定の間隔を開けるルールとしています。  間隔を開ける具体的な日数は、次の計算になります。  ・他の演奏会・サロンコンサートと**異なる**曜日の場合  　　30日×（他の演奏会等の空席率）  ・他の演奏会・サロンコンサートと**同じ**曜日の場合  　　60日×（他の演奏会等の空席率）  （空席率）＝（参加表明できる残り人数）÷（定員数）  ※日数の計算例は、次のとおりです。  　例えば、他の演奏会と異なる曜日に開催する場合で、他の演奏会の定員が20名、現時点の参加表明者が14名の場合。  　空席率 ＝（参加表明できる残り人数）÷（定員数）  　　　　 ＝（20－14）÷ 20  　　　　 ＝ 6 ÷ 20  　　　 ＝ 0.3  　間隔を開ける日数 ＝ 30日×（空席率）  　　　　　　　　 ＝ 30 × 0.3  　　　　　　　　 ＝ 9日  注：自分が企画している演奏会の定員数は、計算には関係しません。（すでに企画済みの演奏会・サロンコンサートへの影響を抑えるために、間隔を開けます） |
| （定員の設定）  6.幹事は、参加者の持ち時間（演奏時間及び準備時間等）を勘案した上で、催事の定員を定める。 | 参加者の演奏時間が少なくなり過ぎないよう、幹事が適宜定員を定めることを記載しています。  なお、参考として、旧ガイドラインでは、自由練習会の持ち時間の下限を20分としていました。 |
| （催事の参加費）  7.催事の参加費は、会場利用料・ピアノ・音響反射板・椅子・照明等のピアノ演奏に必要な環境を整えるための費用（以下「利用料」という）を参加者数で均等割りした額（100円未満を切り上げた額。以下同じ）とする。なお、必要に応じて、各参加者の演奏時間等を勘案した参加費とすることもできる。  　また、催事において、別途定める運営協力を行った会員に対しては、参加費を減額することができる。  　なお、ビジター（会員以外で当会の練習会に参加する方）の参加費は、利用料や参加者数等を勘案して幹事が定める。 | 参加費は、会場の利用料を参加者数で均等割りした額とすることを定めています。  また、参加者の演奏時間を勘案して、参加者ごとに参加費を変更することもできます。  催事の運営協力を行った会員に対しては、参加費を減額することができます。  ビジターの参加費は、利用料や参加者数等を勘案して決めますが、現状では、演奏参加は1,000〜3,000円、見学参加は0〜1,000円程度です。  なお、会員以外の方に、連弾・2台演奏などで単発で伴奏を依頼する場合、その参加者の持ち時間の範囲内であれば、伴奏者への参加費はかかりません。  以下のシートも活用ください。  ・参加費の算出  <https://docs.google.com/spreadsheets/d/1ug76mNmMHhWjqf6WwmnxZje8LYZkx4MWcsXivnbyZqg/edit#gid=1128166427>  ・新規・ビジター参加費の算出<https://docs.google.com/spreadsheets/d/1dwFCagza8GL_szmGQco9nFr5VjyGkdBQ8q6u2Vjm6Ug/edit> |
| （不足額の補填）  8.通常よりも環境・設備等が充実した会場での催事も企画できるよう、催事の会場が広く利用料が高額で、協賛者が確保されているなどの別途定める条件を満たす場合、幹事は、当会に対して補填を求めることができる。この場合、前項の参加費は、利用料から補填額を差し引いた額を参加者数で均等割りした額とする。補填額及び条件は別途定める。 | 要望に応じて規模の大きな会場でも練習会等が開催できるよう、利用料や参加費の一部を会から補填ができるように定めています。  具体的な補填の条件や補填額は、活動・運営状況等を勘案して決定できるよう、ガイドラインとは別に定めることとしています。 |
| （キャンセル規定の設定）  9.幹事は、キャンセルにより生じる損害を超えない範囲で、6条1項に規定する参加表明者に適用するキャンセル規定を定めることができる。この場合、必要があれば、6条3項に定める周知の期限を早めることができる。 | 会場のキャンセルポリシー（期限、金額等）を踏まえて、幹事が損害を負わないように、参加表明者に対してキャンセル規定を設けることができる旨を記載しています。 |
| （参加条件の設定）  10.幹事は、必要に応じて、演奏曲の事前提出や参加費の事前入金を求めることができる。  　また、特別練習会及び演奏会等では、催事の趣旨や会場の特性等に応じて参加者に義務・条件を課すことができる。 | 必要な場合は、参加者に対して、演奏曲の事前提出や参加費の事前入金を求めることができる旨を定めています。  また、特別練習会・演奏会・サロンコンサートでは、催事の趣旨や会場の特性等に応じた義務・条件も設定できます。 |
| （催事の周知）  11.幹事は、SNSグループで催事を登録することにより、催事の周知を行う。登録に当たっては、催事の種類（又は略称）、会場、日時、定員、利用料（又は想定される参加費）参加条件等を記載することとする。  　なお、自由練習会については、催事の種類の記載を省略できる。 | 催事の周知の際には、催事の種類（又は略称）、会場、日時、定員、利用料（又は想定される参加費）参加条件等を記載の上、SNSグループで登録することを定めています。  なお、開催頻度の高い自由練習会の周知では、種類の記載を省略できます。 |
| 6条　催事への参加表明  （参加表明）  1.催事への参加を希望する会員は、SNSグループにて所定の方法により参加表明を行う。なお、参加表明者数が定員に達した催事には、参加表明をしてはならない。 | 練習会等に参加表明する方法と、定員に達した場合は参加表明できないことを定めています。  参加表明の方法は、９ページの「LINEでの練習会エントリーのルール」を参照してください。 |
| （参加取りやめの周知）  2.催事への参加を取りやめる場合、参加表明者は速やかに参加表明を取り下げるとともに、次の各号の催事の場合には、SNSグループにてその旨を周知しなければならない。  一：定員を満たした練習会  二：演奏会等 | 練習会等への参加を取りやめる場合は、速やかに参加表明を取り下げることを定めています。  また、参加取りやめにより催事の参加費に影響を及ぼす場合には、他の参加者による定員の埋め合わせができるよう、全体に周知することとしています。 |
| （参加費の支払い義務）  3.次の各号の催事において、指定の期限までに前項の周知を行わなかった場合、当該会員は、理由の如何を問わず、参加費全額を催事開催後3日以内に支払わなければならない。ただし、前項一号の練習会で、当日の周知により他の会員による参加表明があった場合を除く。  一：利用料が1,000円以上30,000円未満の練習会においては、開催時刻の24時間前まで  二：演奏会等及び利用料が30,000円以上の練習会においては、開催日の1か月前まで | 直前のキャンセルや利用料が高額な練習会等では定員の穴埋めが難しく、幹事や参加者に負担を与え得るため、24時間前又は1か月前までの周知期限を定めています。  周知を行わなった場合は、開催後の3日以内に参加費を支払うこととしています。 |
| （支払い方法）  4.前項の参加費の支払い方法は、幹事が定める方法とする。ただし、当該方法が困難な場合は、両者を仲介できる者を通じて支払うものとする。 | 期限までに周知を行わなった場合の参加費の支払い方法は、幹事が定めることを記載しています。  なお、幹事が指定した送金方法に対応できない場合や、手渡しで料金を支払う機会がない場合については、仲介者により支払うこととしています。 |
| 7条　催事の運営  （幹事の業務）  1.催事当日の運営において、幹事は以下の事項を行う。  一：施設窓口での利用手続き（利用承認書類の提出、ピアノ鍵等の備品の受け取り等）  二：参加者への持ち時間の伝達・確認  三：参加者からの参加費の徴収（原則として、現金で徴収を行う）  四：催事の進行  　なお、幹事は、参加費総額から利用料を差し引いた差金を受領できる。 | 幹事が練習会等の当日に行う内容を定めています。  施設の利用手続きや、参加者への持ち時間の伝達を行った後、各参加者が演奏を開始します。  利用料を幹事が立て替えなければならないこともありますが、5条10項により参加者に事前入金を求めたり、7条7項により会に立て替えを依頼することもできます。  参加費は、基本的には現金での受け渡しですが、幹事・参加者双方が同意すれば、電子マネー等での支払いも可能です。また、利用料との差金は幹事が受け取れます。  なお、次項の規定により、これらの業務を参加者に代理で行ってもらうこともできるようにしています。 |
| （参加者への協力依頼）  2.幹事は、必要に応じて、催事の参加者に対して、前項に定める業務及び次の各号の事項の協力を求めることができる。  一：演奏曲・作曲者・感想・演奏時間等のレポート記入  二：進行表（事前に決定する参加者の演奏順・演奏時間の時間割）の遵守  三：講評シートの記入  四：電子機器の電源オフ（電子楽譜・撮影機器等催事に必要な機器を除く）  五：演奏前後の演奏者のお辞儀  六：演奏前後の聴衆の拍手  七：その他、催事の趣旨や参加者の意向等を勘案した事項 | 幹事が必要に応じて、参加者に依頼できる内容を定めています。  練習会等の趣旨に応じた内容や、楽しい時間を過ごすため、参加者と当日相談しながら決めることもできます。 |
| （催事での禁止事項）  3.催事への参加者は、他の参加者の演奏に対して評価を行ってはならない。ただし、演奏者からの演奏評価の依頼があった場合及び会員双方に十分な信頼関係が築けていることが明らかな場合を除く。  　また、参加者は、本人の許可なく他の会員の写真・動画の撮影、演奏の録音及びこれらのホームページ・SNS（当会以外のものも含む）への掲載・転用を行ってはならない。本人の許可を得た場合でも、必要に応じて個人が特定されないように加工する等、良識的な取扱いを行うように努めるものとする。 | 練習会等での禁止事項として、原則として、他の参加者の演奏を評価しないことや、撮影・録音等を行わないことを定めています。  撮影等については、撮影する方が、あらかじめ、参加者に、撮影しても良いか、SNSに掲載して良いかの確認をお願いします。 |
| （禁止事項の追加）  4.幹事は、催事の参加者に対して、遅刻・早退を禁ずることができる。ただし、参加者からの事前連絡により、幹事が承諾した場合を除く。  　また、幹事は、演奏中（演奏者の交代時や演奏の曲間を除く）においては次の各号の事項を禁ずることができる。  一：会場の出入り  二：会場内での飲食  三：会話・独話、私物整理等の音を生じる行為  四：電子機器（演奏等に必要な機器を除く）の操作・閲覧  五：話しかける等の演奏及び演奏準備を妨げる行為  　さらに、参加者は、当該参加者の演奏中における前の各号の禁止又は解除を依頼することができる。 | 前項に加えて、状況や参加者の意向等を踏まえて、会場の出入りや音を出す行為などを禁止できることを定めています。  また、参加者から、その参加者が演奏する時間だけ、同様の禁止事項を依頼することができます。 |
| （参加者の努力義務）  5.催事への参加者は、相互の考えに対し共感を示すように努めなければならない。（会員双方に十分な信頼関係が築けていることが明らかな場合を除く）  　また、演奏者に誤解を与える否定的な語句を極力使わず、会話を楽しむ場合は演奏者からの距離を取るように努めなければならない。 | すべての参加者が気持ちよく練習会等に参加できるよう、相互の考えに対し共感を示すことなど、基本的な心がけを定めています。 |
| （幹事手当の支給）  6.演奏会等の運営を行った幹事等は、催事の実施後に、当会に対して、幹事手当の支給を求めることができる。なお、幹事手当の対象となる業務内容と手当の金額は別途定める。 | 演奏会やサロンコンサートを開催した幹事に対しては、幹事手当が支給されます。  具体的な業務と金額は、活動・運営状況等を勘案して決定できるよう、別に定めることとしています。 |
| （利用料の立て替え）  7.幹事は、利用料が高額である場合は、事前に当会に立て替えを依頼することができる。 | 参加者からの集金前に、高額の利用料を支払う必要がある場合に、幹事の負担軽減のため、会から立て替え払いができることを定めています。 |
| （見学者等の受け入れ）  8.当会から催事への見学者や体験参加者（以下「見学者等」とする）の受け入れの相談があった場合、幹事は、あらかじめ提供された見学者等の情報、催事の内容、運営への影響等を勘案して、その可否を判断するものとする。 | 幹事が見学者等を受け入れる流れについて定めています。  ①運営側より、幹事に対して、見学者（事前申し込み）の情報を提供  ②幹事は、見学者等の情報、催事の内容、運営への影響等を勘案し、受け入れ可否を運営に回答  幹事は、練習会等の運営が滞りなく行えるか、また、幹事自身の負担の程度も勘案して、受け入れ可否を決定できます。 |
| （入会案内）  9.幹事は、見学者等に入会の案内を行う場合には、当会のホームページ等により、次の各号に掲げる事項の説明を行い、当会について理解を促すよう努める。  一：本則の概要  二：催事当日に入会する場合の参加費の変更（ビジター料金から会員料金への変更）  三：会費（初回会費の減額を含む）  四：指定SNSの利用方法及び催事への参加方法・費用  五：入会しない場合でもビジターとして催事への参加が可能なこと | 幹事が見学者等に、ガイドラインの概要や、当日入会も含めた会費関係、練習会への参加方法などの入会案内を行うことを定めています。  「本則の概要」については、「手引き」や「ガイドラインの解説」を活用してください。  なお、特に、U35の会などで新規会員の増加を目的とした会では、説明時間や質問時間を明確に設けるなど、見学者が会について十分な理解ができるように努めてください。  なお、入会者側から見た入会手続きの流れは、3条1項に記載されています。 |
| （SNSグループへの招待）  10.幹事は、見学者等から入会希望を受けた場合には、会費の支払いを受けた上で、見学者等をSNSグループに招待することにより入会させる。 | 入会希望があった場合には、必要な会費（ビジター参加費分は会費の一部として扱えます）を受け取って、幹事がSNSグループに招待することを定めています。 |
| 4章　退会等  8条　退会  （退会手続き）  1.会員は、退会する場合には、SNSグループから退会するとともに、参加表明している催事がある場合には、当該催事のキャンセルを行う。なお、上半期・下半期の途中で退会する場合でも、会費の返還は行わない。  　また、会員は、退会した半期内での再入会はできず、同半期での催事に参加する場合はビジターとして参加する。 | SNSを利用しているサークルのため、退会時には、参加表明している練習会等のキャンセルをした上で、グループから抜けることを定めています。  なお、運営の省力化のため、半期の途中で退会する場合でも会費の返還は行わないこと、また、再入会の場合は次の半期まで待つことになる旨を定めています。  半期の途中で転居する可能性がある場合には、中途退会時の返金がないことを踏まえて、継続／退会の判断をお願いします。 |
| （強制退会）  2.本則に規定する内容の遵守ができない会員及び本会の活動内外にかかわらず公序良俗に反する行為を行っていることが判明した会員に対しては、強制的に退会させることができることとする。この場合、当該会員への会費の返還は行わず、当該会員は当会に対して一切の不服申し立てはできないこととする。  また、6条3項の支払いを行わず強制退会となった者の支払い義務は、幹事の了承があった場合を除き、退会後も継続されるものとする。 | 会員全員が安心して活動できるよう、ガイドラインのルールに従えない場合（迷惑行為など）や、6条4項での参加費の支払い義務を行わなかった場合などには強制退会をさせる可能性があることを定めています。  ただし、事故やスマホ紛失など、やむを得ない理由で連絡ができない場合もあるため、強制退会の判断基準としては、連絡が1か月以上取れない場合や、練習会を３回以上無断欠席した場合を目安とします。 |
| 9条　雑則  （本則に定めのない事項等）  1.本則に定めのない事項及び本則の一部が実情に即さない場合の運用方法については、関係者で協議の上、個別に決定できることとする。 | ガイドラインで定めていない内容について、また、会場での特殊事情等に応じて、ルールの追加・変更ができるよう、関係者で相談・決定ができることを定めています。 |
| 附則（2023年4月1日）  （施行期日）  1. このガイドラインは、2023年4月1日から施行する。  （経過措置）  2.改正前のガイドラインに基づいて行われた運営協力に対する会費の減額、催事の開催に対する幹事の会費の減額、会費からの補填及び参加費の減額並びに演奏会の開催に対する幹事への幹事手当の支給の適用については、なお従前の例による。  　また、改正前のガイドラインに基づいて参加表明した催事に参加できなくなった場合に周知を行わなかった会員に課される参加費の支払い義務及び支払い不履行の場合の退会措置に対する不服申立ての禁止の適用についても、なお従前の例による。 | 旧ガイドラインに基づく会費減額や参加費支払い義務等も、引き続き有効であることを説明しています。 |



（参考）「別途定める」等の一覧

2条　会員の責務等

（SNSの利用）

4.会員は、5条11項に定める催事の周知、6条1項に定める参加表明その他の当会に関する連絡を行う場合には、当会が指定するSNS（以下「指定SNS」とする）を用いることとする。

4条　会費

（会費）

1.（前略）なお、各半期の会費の金額（新規入会者に対する割引後の金額を含む）及び会費変更の通知時期は別途定める。

（運営協力による会費の減額）

2.催事の開催等、運営協力を行った会員の会費は減額できることとする。具体的な運営協力の内容及び減額の金額は別途定める。

5条　催事の企画

（催事の参加費）

7.（前略）また、催事において、別途定める運営協力を行った会員に対しては、参加費を減額することができる。

（不足額の補填）

8.催事の利用料が高額であるなど別途定める条件を満たす場合、幹事は、当会に対して補填を求めることができる。この場合、前項の参加費は、利用料から補填額を差し引いた額を参加者数で均等割りした額とする。補填額は別途定める。

7条　催事の運営

（幹事手当の支給）

6.（前略）なお、幹事手当の対象となる業務内容と手当の金額は別途定める。